



くらしき食品ロスゼロ推進店

認定制度が始まります

このステッカーが
目印



世界では、10人に1人が栄養不足にある中、我が国では多くの食料を輸入し、大量に廃棄している現状があります。また、食品を廃棄することは、その生産や流過程で消費された多くのエネルギーや資源を無駄にすることでもあり、されにごみ処理過程においては、温室効果ガスを排出させることから、地球環境への負荷の一因ともなっています。

このような中、令和元年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行し、行政・事業者・消費者が連携し、国民運動として食品ロス削減を推進することが定められました。

倉敷市では、本来食べられるはずの食品が捨てられることがないように、食品ロス削減に取り組んでいただける事業者を募集します。

対象事業者と認定要件

- ①対象事業所 倉敷市内で営業する飲食店・食品小売店等
- ②認定要件 次ページの取組内容を1つ以上実施する事業所

申請方法

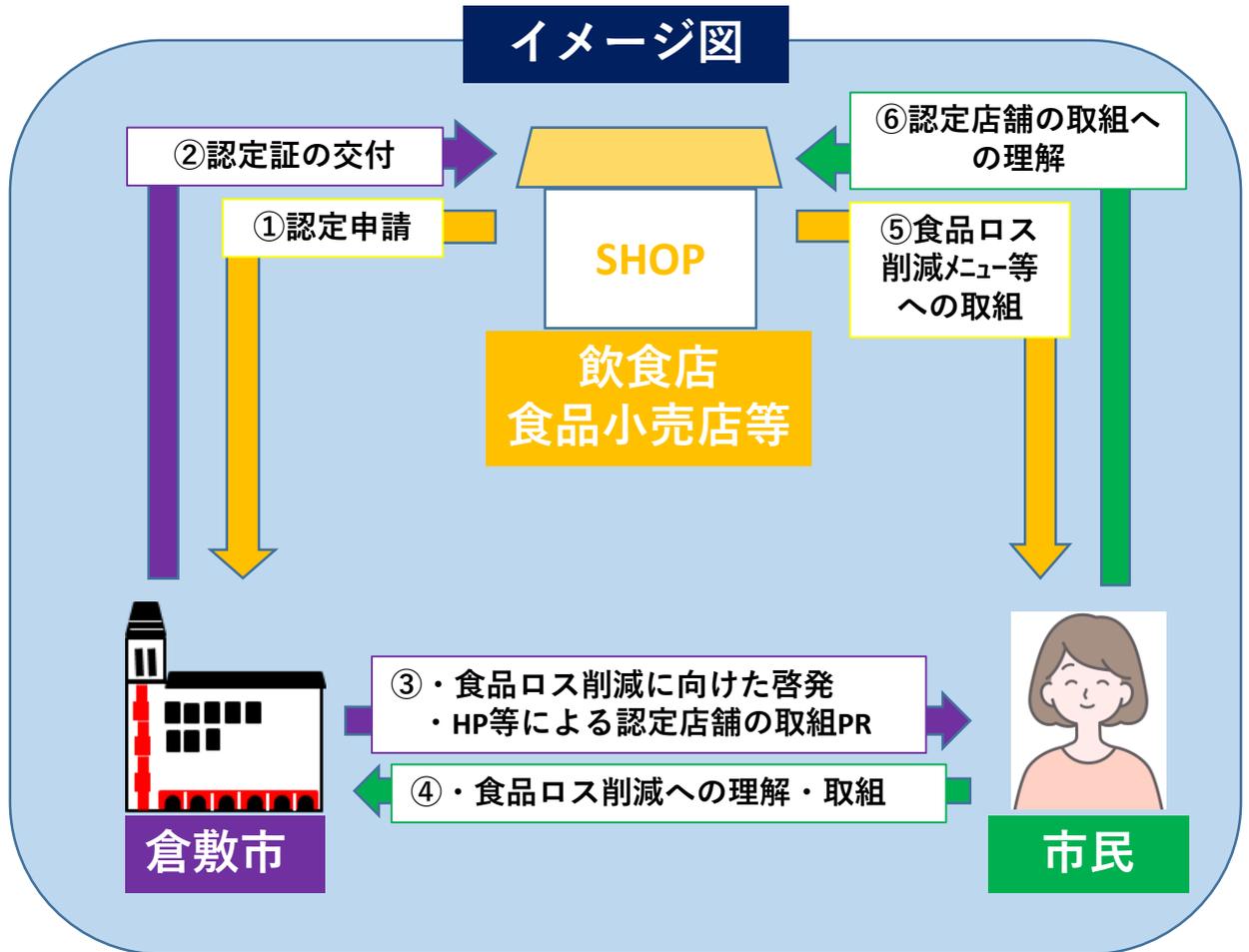
ホームページの申請書に必要事項を記入の上、郵送・FAX・メール・持参のいずれかの方法でお申し込みください。

倉敷市による登録店舗の取組PR

くらしき食品ロスゼロ推進店として認定された事業所は、倉敷市のホームページでその取組内容を広く市民に周知します。

くらしき食品ロスゼロ推進店とは？

倉敷市内で営業する飲食店・食品小売店などで食品ロスの削減に取り組む事業所を本市が認定することで、広く市民に周知し、市民・事業者・行政が連携して、食品ロスの削減に取り組むこととします。



取組内容



食べ残しを出さない取組

少量メニューの設定、持ち帰り容器の用意、ロングライフ商品の導入など



食品の製造、販売段階での取組

食材の使い切り、売れ行きによる製造調整など



フードバンク活動等への支援

フードバンクやこども食堂への提供、フードドライブ活動への協力など



食品ロス削減に関する啓発活動

店頭におけるポスターの掲示、上手な保存方法等の情報発信など



上記以外の食品ロス削減の取組

申請先 倉敷市環境リサイクル局 リサイクル推進部 一般廃棄物対策課

tel: 086-426-3375 fax: 086-421-0114 email: gwst@city.kurashiki.okayama.jp

令和5年8月